



○耐震基準適合住宅

法附則第15条の9第1項

- 耐震改修に要した費用を証する書類
- 登録された建築士事務所に属する建築士、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関が作成する増改築等工事証明書  
または、市長が発行する住宅耐震改修証明書

(バリアフリー改修)

○高齢者等居住改修住宅

法附則第15条の9第4項、第5項

○高齢者等居住改修

専有部分

- バリアフリー改修工事明細書、写真（改修前・後）、領収書
- 本市による住宅改造補助金、居宅介護住宅改修費、介護予防住宅改修費の交付がある場合の決定通知書の写し
- 下記区分に応じた書類
  - ☆年齢が65歳以上の者                     ・・・住民票の写し
  - ☆要介護認定または要支援認定者           ・・・介護保険の被保険者証の写し
  - ☆障がい者                                      ・・・身体障害者手帳、療育手帳の写し

(省エネ改修)

○熱損失防止改修等住宅

法附則第15条の9第9項、第10項

- 熱損失防止改修工事等に要した費用を証する書類
- 補助金等の交付額が明らかな書類（交付を受けた場合）
- 登録された建築士事務所に属する建築士、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関が作成する増改築等工事証明書

特定耐震基準適合住宅

法附則第15条の9の2第1項

- 耐震改修に要した費用を証する書類
- 登録された建築士事務所に属する建築士、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関が作成する耐震改修工事等証明書  
または、市が発行する住宅耐震改修証明書
- 長期優良住宅認定通知書の写し

特定熱損失防止改修等住宅

法附則第15条の9の2第4項、第5項

- 熱損失防止改修工事等に要した費用を証する書類
- 補助金等の交付を受けた場合の額が明らかな書類
- 登録された建築士事務所に属する建築士、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関が作成する熱損失防止改修工事等証明書
- 長期優良住宅認定通知書の写し